

第7回法整備支援連絡会資料

〔 平成18年3月17日（金）
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室 〕

ページ

1	講演レジュメ	
	ホアン・テェ・リエン ベトナム司法省次官	52
	森 崑 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長 名古屋大学名誉教授	65
	野村 豊弘 学習院大学法学部教授	67
	杉浦 一孝 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長	69
	松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授	77
2	法整備支援活動年表	85

ベトナム2005年民法典制定過程における ベトナムと日本の協力について

ベトナム社会主義共和国司法省次官
ホアン・テェ・リエン

1. はじめに

ベトナム司法省と日本の JICA との法整備支援事業第3フェーズにおいて、ベトナム司法省は、1995年に制定された民法の改正としての新民法典の制定に JICA の御支援を頂いた。本プロジェクト実施のために多くの活動が展開されたが、その中でも、ベトナムと日本のそれぞれに、法律の第一人者である諸先生方や専門家を含む作業部会が設立されたことは際立っていた。それぞれの作業部会は民法典の各草案に対して質の高い意見やコメントを提出し、これらの多くは、新民法典制定過程において検討の上、新民法典に反映された。

新民法典が、2005年6月14日、XI期第7会期ベトナム社会主義共和国国会で可決され、2006年1月1日から施行されたことは、この法整備支援プロジェクトの効果と円満な成功を物語るものである。

この成果を説明するため、日本側作業部会の御意見と2005年ベトナム民法典に反映された内容とを取りまとめ、比較しながら、基本的事項につき述べさせていただきたい。

2. 2005年ベトナム民法典に反映された日本側作業部会の御意見

(1) 基本概念

2005年民法典制定過程において、ベトナム側の編纂委員会と起草班は民法典全体を貫くべき基本概念について、日本側作業部会の次のような御意見を参考にし、活用してきた。

第一に、私法体系において、基本法である民法典の位置付けを明確にした。すなわち、民法典は、各主体の平等、自主、自己合意、自己責任の原則に基づいて社会関係を調整し、個人、法人及びその他の主体の法的地位と対応方法の法律基準を規定し、民事、婚姻と家庭、経営、商業、労働関係における財産、身分についての各主体の権利と義務を規定する。このような関係を民事関係という。

上述のように民法典の位置付けと適用範囲から出発し、民法典は婚姻と家庭、経営、商業、労働関係に適用され、特別法に別段の規定がない場合は、対応する民法典の規定を適用することになる。このような基本概念を明らかにしたことは、契約法を含む私法分野における法律の統一に貢献した。

第二に、民事関係への国家の行政的関与を最小限にとどめ、民事関係における各主体の自由に合意する権利及び自己決定権を尊重し、発揮させることとした。その結果、1995年民法典に規定されていた行政及びその手続に関する規定の多くが2005年民法典から削除された。後見手続、土地所有権の行使及び知的所有権の行使等に関する規定はその一例である。

第三に、グローバル化における長期的安定性を確保しつつ、国際化に対応しうる民法典の制定を目指した。それゆえ、今後、当該問題に関する国家の路線や政策に変更の可能性がある規定が法典から削除されるとともに、2005年民法典は、各国の法律を参考にしながらも、ベトナムの実情に合致するよう運用されることとなった。

(2) 基本諸原則

2005年民法典第1編第2章には基本諸原則が規定されており、同章では、1995年民法典に規定された原則の一部が継承され、新たに幾つかの原則が修正又は補充された。

個人、法人及びその他の主体の自由、自主、約束及び合意の自由の原則は民事関係の本質を示す基本原則であり、民法典の基本諸原則の中で最も重要な位置を占める。日本側作業部会の先生方の御意見に基づき、2005年民法典第4条は「民事債権・債務の確立における自由的約束・合意権利は、法律に保証される。ただし、当該約束・合意が法律禁則・社会道徳に違反しない場合に限る。」と規定した。この修正は極めて重要である。1995年民法典が、民事関係における各主体は、「法律の規定に合致する事柄を行うことができる」と規定していたことと比べ、2005年民法典における本規定は「法律によって禁止されない事柄を行うことができる」と規定し、各主体の民事関係における権利を拡大した。

(3) 民事関係における主体に関する諸問題

(3)-1 個人

個人の人格権については、臓器移植など、身体の一部を交換又は移植しなければ生命を維持できない者を多く抱えるベトナムの実情に照らし、2005年民法典は身体の一部を提供する権利、自己の死体を提供する権利、自己の死亡後に身体の一部を提供する権利を人格権の新たな一内容として補充した。但し、これは複雑かつ多様な問題を有する最先端の分野であることから、日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れた結果、2005年民法典では原則を規定するにとどめ、身体の一部を使用する権利、死体を提供・使用する権利、死者の身体の一部を使用する権利、他人の身体の一部の提供を受ける権利については、特別法において具体的かつ詳細に規定することとした。

次に、個人の居住場所について、自由取引を保障するためには、個人の居住の自由をも保障する必要があるとの考えに基づき、2005年民法典第52条は「個人の居所とはその人が常に生活する場所である。」と規定し、1995年民法典にあった常駐の規定を削除した。本規定も日本側作業部会の先生方の御意見に基づいたものである。

(3)-2 世帯と組合

世帯又は組合の共有財産の占有、使用及び処分については、日本側作業部会の先生方から、多数決原則に基づいて決定されることを規定すべきであるとの御意見があった。そこで、ベトナム側はこの御意見の一部を取り入れ、2005年民法典第109条第2項において、世帯の共有財産のうち、価値の低い財産の処分は世帯の満15歳以上の構成員の同意を得ることを定め、第114条第3項において、組合の財産のうち生産原材料ではない財産は、構成員全員の同意に基づいて処分されなければならないことを規定した。

(4) 財産と所有権

財産と所有権の制定に関し、ベトナム側の編纂委員会及び起草班は、2005年民法典の制定過程において、日本側作業部会の先生方による以下の主要意見を参考にした

- ・ 所有形態をより明確化するために全民所有を国家所有に変更すること。
- ・ 所有主体に左右されず、第2編第XII章の所有権の内容に関する規定をすべての所有形態を通じて平等に適用すること。なお、国家所有に属する財産を優先的に保護するかどうかは政策に属する問題である。
- ・ 所有権移転のための登記とその公開。民法典と不動産登記法草案との関係につき、日本側作業部会の先生方からは、民法典は実体について規定し、不動産登記法草案は登記について規定するが、民法典において、登記すべき個々の場合と登記の時点を具体的に規定することも可能であるとの御意見を頂いた。世界的に見ると、二種類の普遍的な登記モデルがあり、その一つは所有権の移転要件としての登記であり、もう一つは第三者対抗要件としての登記である。いずれのモデルを選択するにしても、そのモデルに従って一貫性を保ち、関連する制度との整合性を持たせることが重要である。そこで、登記を定着させるため、2005年民法典においては、日本側作業部会の先生方の御意見に従い、登記の時点で所有権が移転することとした。登記制度の内容は、2005年民法典の167条、168条、173条等で規定されている。
- ・ 所有者と善意の第三者の保護は、取引的要素を考慮する必要がある。そこで、2005年民法典では、財産の有償譲渡において譲渡人が目的物の所有権を有していない場合でも、善意の譲受人は目的物の所有権を取得し、真の所有者は損害賠償を請求することができる」と規定した。

(5) 民事債務と民事契約

(5)-1 民事債務履行の担保措置

a. 民事債務履行の担保措置の種類

2005年民法典では、1995年民法典における質権及び抵当権に関する規定が根本的に修正され、財産の質と抵当とを区別することが明文で定められた。すなわち、質の場合、質権設定者が質権者に財産を引き渡すのに対し、抵当の場合、抵当権設定者は抵当財産を引き渡さず自ら占有を継続するものとされた。

保証に関しては、2005年民法典は、第三者の個々の財産による債務履行の担保を第三者の財産による質又は抵当に変更し、保証を人的担保と位置付けた。また、信頼による抵当を保証から分離させた。

また、違約罰について、2005年民法典は、違約罰を担保措置の一種として規定せず、民事債務履行の担保措置に関する第5節から削除した。

さらに、2005年民法典は、財産の留置を担保措置として規定せず、民事契約の履行に関する編に置き、その内容を整備した。

担保措置に関するこれらの規定は、基本的に、日本側作業部会の先生方の御意見を多く取り入れて修正された。その結果、1995年民法典において質と抵当とが明確に区別されていなかった状態を改めるとともに、各国の法律と大きな相違を生じないよう担保措置に関す

る諸規定が整備され、グローバル化や国際化の促進に寄与するものとなった。

b. 担保取引における当事者の権利と義務

日本側作業部会の先生方の御意見では、民事債務の担保措置に関する規定の修正及び補充に際しては、約束及び合意に関する当事者の自己責任の原則を重視することと相まって、各当事者の自主的かつ自由に約束し合意する権利をより強化し、同時に担保措置においては、担保設定者の通常の生産活動や経営活動を停滞させないとの観点を導入することが推奨されていた。そこで、債務履行に関する担保についての第3編第XVII章第5節の多くの規定は、この観点到合致するよう修正又は補充された。例えば、第319条では被担保債務の範囲を拡大し、当事者は現在の債務、将来の債務、条件付債務を含む債務の一部又は全部を被担保債務とすることができるとした。また、第320条では、現物のほか、将来に形成される物による担保を認め、第324条では単数の財産を複数の債務を担保するために用いる可能性を拡大させた。具体的には、当事者は、担保として用いられる財産の価値が、複数の被担保債務の総価値を上回る場合も下回る場合も、合意によって担保を設定する権利を有するとされた。

担保取引の公開性及び透明性を保障するために、2005年民法典は、担保取引に関する法律に基づいて担保取引を登記すべきことを規定した。

(5)-2 民事契約

民法典を民事の基本法として整備するための主要な修正又は補充の一つとして、民事契約に関する規定の改正が挙げられるが、これも日本側作業部会の先生方の御意見を参考にした。2005年民法典の契約に関する規定は、契約全般の基本法であり、平等、自主、自己合意、自己責任の諸原則に基づいて成立する契約関係を調整する。また、民法典の民事契約に関する規定の適用範囲が拡大され、これまでのように民事契約と経済契約とを区別せず、全ての契約に民法典が適用されることとなった。

民事契約に関する多くの規定は、日本側作業部会の先生方の優れた御意見により、修正又は補充されたと言える。全般的にみて、これら新規定は、契約の当事者、契約の様式、契約の内容、契約に違反した場合の責任に関し、当事者の自由契約の権利をさらに強化することに重きを置いている。

(5)-3 契約外の損害賠償責任

ベトナムは公平の原則を保障し、加害者の責任と被害者の保護を強化し、両者間の損害賠償を調整するため、日本側作業部会の先生方の御意見を参考にして契約外責任に関する規定を整備した。その中には、次のような規定がある。

- ・ 健康侵害による損害賠償算定における給養費の撤廃（第609条第1項）。
- ・ 無過失の環境汚染による損害賠償責任（第624条）。
- ・ 墓の侵犯による損害賠償の内容の具体化と精神的損害の排除（民法典第629条）。

(6) 相続

相続の分野においても、ベトナム側は日本側作業部会の先生方の意見を参考にし、以下の諸規定に反映させた。

- ・ いずれの者が先に死亡したか確定できない場合に同時点に死亡したと見なされる規定を補充する（第641条）。
- ・ 新相続人が出現する場合，又は相続権が取り消される相続者がいる場合，遺産分割時における価値に基づき精算額を計算する（第687条第2項）。

(7) 土地所有権の譲渡

この分野につき，以下の諸問題において日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れた。

- ・ 土地所有権譲渡による土地の集中に対する統制を規定しない。
- ・ 民法典における保証は人的担保措置であるから，土地所有権による保証を規定しない。
- ・ 民法典には土地所有権者の行使条件に関する規定を置かず，その調整は土地法に委ねる。

(8) 知的所有権と技術移転

ベトナムは，知的所有権分野における一般的な民事関係のみを民法典において調整すべきであるという日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れ，その他の個々の問題の調整は知的所有権に関する法律に委ねることとした。また，ベトナムが加盟する国際条約や国際通例に合致するよう各々の条項に対する具体的な御意見をも参考にした。

(9) 海外的要素をもつ民事関係

多くの国々における国際司法の理論と実務は，社会生活の様々な分野における多くの法律関係に，海外的要素をもつ民事関係が含まれていることを示唆している。一方，1995年民法典はそれらのうち一定のものを調整するにとどまり，まだ調整されていない多くの問題が残っていた。実際，ベトナムでは昨今のグローバル化において，海外的要素をもつ民事関係が多数発生したにもかかわらず，未調整であった。そこで，このような現実に対応するため，日本側作業部会の先生方の御意見を取り入れ，2005年民法典第7編において，海外的要素をもつ民事関係の調整を充実させた。具体的には，民事行為無能力者，民事行為能力の喪失者又は民事行為能力制限者の確定に関する規定（第763条），失踪者又は死亡者の確定に関する規定（第764条），相続に関する規定（第767条，第768条），海外的要素をもつ民事関係に対する提訴時効に関する規定（第777条）等を補充した。

なお，第7編の規定は，狭義の民事関係のみならず，海外的要素をもつ経営，商業，労働，婚姻及び家族関係にも適用される。

2005年民法典において海外的要素のある民事関係に関する規定は，ベトナムにおける民事関係の関係者のために円滑な法的環境を提供しつつ，ベトナムの国家主権を侵害させないというベトナム側の観点を明確に示したものである。

結論として，民法典の各草案についての日本側作業部会の御意見は，ベトナム側によって検討された上で参考にされ，ベトナムの実情や現実に合致するよう活用され，先進的な民法典の制定に寄与した。

3. 民法典の運用

民法典は，国民の生活のあらゆる分野における様々な活動に関する重要かつ基本的な法律であり，民法典を十分に運用し，指導することは，社会を安定させて経済の発展を促進し，

個人や組織の合法的権利と利益，国家の利益，そして公共の利益を保護することに寄与するものである。そこで，民法典を公布した直後，ベトナム社会主義共和国の国会及び首相は以下の二法令を公布した。

まず，2005年6月14日，ベトナム社会主義共和国 XI 期国会第7会期において，民法典施行に関する決議45/2005/QH11号が可決された。さらに，2005年9月13日，首相は，国会の民法典施行に関する決議の実施を行う指令29/2005/CT-TTgを発令し，同指令中には，省庁その他の政府機関及び関係機関に向け，以下の任務が明確に規定されている。

第一は，適合性を失った法令を修正，補充又は撤廃するため，現行法の規定を見直し，民法典を実施するための新たな法令を公布することである。

第二は，民法典を運用するための詳細かつ指導的な法令を制定することである。中でも，性の再確定の権利に関する政令（厚生省主管），民事債務履行の担保措置に関する政令（司法省主管），講に関する政令（司法省主管），海外的要素のある民事関係に関する政令（司法省主管）を優先的に制定する。

また，民法典を具体化するため，国会の2005年，2006年及びそれ以降の年次の法律及び国会令制定計画における案件準備を督促する。準備すべき法律案又は国会令案は，不動産登記法（司法省主管），住宅に関する法律と知的所有権に関する法律（2005年第8会期国会によって公布済み），技術移転法（科学技術省主管），担保取引登記に関する国会令及び公証法（司法省主管），身体の部分の提供，組織移植に関する国会令（厚生省主管）である。

第三は民法典の普及及び宣伝を行うことであり，第四は法典の研究及評論を行うことである。

現在，ベトナムの関係機関はこれらの作業を急激に展開しており，幾つかは既に完成し，作業中のものはできる限り早期に完成するよう努力されているのであり，これら任務を果たすため，引き続き日本側の御支援を頂きたきたい。

最後に，日本国民をはじめ，日本政府，日本の作業部会の先生方，JICAの皆様，民法典制定の全過程における御支援に対し，心より厚くお礼を申し上げたい。

ベトナム2005年民法典における主要論点

第1編 総則

第I章 民法典の任務と効力

民法典は各主体の平等，自主，自己合意，自己責任の原則に基づく社会関係を調整する基本法であることにつき，ベトナム側と日本の専門家との意見が統一された。すなわち，民法典は，個人，法人及びその他の主体の法的地位と対応方法についての法律基準を規定し，民事，婚姻と家庭，経営，商業，労働関係における財産，身分についての各主体の権利と義務を規定する（民法典第1条）。

第II章 基本諸原則

1. 自由かつ自主的に約束し，合意する原則

【日本側コメント】

法律の条文には，強行規定と任意規定とがある。したがって，当事者間の約束や合意は法律の規定に合致しなければならないという規定は削除すべきであり，当事者は任意規定に反する内容であっても合意できるようにすべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は，このコメントを第4条に反映させた。

第III章 個人

1. 行為能力を制限する宣告の要件

【日本側コメント】

ある者の民事行為能力を制限する宣告をするに当たっては，「家族の財産を散失させる」者であるとの要件を設けるとともに，「麻薬または他の刺激物に耽溺して」との要件も設けるべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は，このコメントを第23条1項に反映させた。

2. 身体の一部の提供権，死後の死体または身体の一部の提供権

【日本側コメント】

民法典で規定すべきでない。あえて規定するのであれば，総則にとどめ，具体的な問題は特別法において規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は，このコメントを第33条，34条に反映した。

3. 個人の居住地

日本側コメントを反映させた結果，新民法典第52条は「個人の居所とはその人が常に

生活する場所である。」と規定し、1995年民法典の「居住地は個人が常に居住し、住民票を有する場所である」との規定を削除した。

第V章 世帯，組合

1. 世帯，組合の共有財産の占有，使用，処分

【日本側コメント】

世帯，組合の共有財産の占有，使用，処分は多数決原則によることを規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントの一部を取り入れ、第109条第2項に世帯の価値の高くはない共有財産の処分は世帯の満15歳以上の構成員の多数の同意を得ることを規定し、第114条第3項に生産原材料ではない組合の財産に対する処分は、構成員全員の同意を得なければならないと規定した。

第VII章 代理

1. 無権代理人による民事取引の結果

【日本側コメント】

相手方が、本人またはその法定代理人に対し、一定の期間内に無権代理行為に同意するか否かについて返答を求められるようにし、また、本人の同意がある場合に限り取引が成立することを規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第145条に反映させた。

第2編 財産及び所有権

1. 善意の占有者と所有権登記を要しない動産の返還要求

日本側のコメントを取り入れ、有償契約によって財産を取得した善意の占有者に当該財産の所有権を認めた（第257条）。

2. 日本側のコメントを取り入れたその他の規定

第167条：財産所有権の登記

第168条：財産に対する所有権の移動の時点

第173条：財産に対する所有者でない者の諸権利

第261条：所有者以外の占有者の権利保護

第3編 債務と契約

第XVII章 総則

第5節 債務履行の担保

1. 質と抵当

【日本側コメント】

質は、質権設定者が質権者に財産を引き渡す場合であり、抵当は、抵当権設定者が抵当財産の占有を継続する場合であることを明らかにすべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第326条、342条に反映させた。

2. 保証

【日本側コメント】

保証は人的担保であることを規定するとともに、第三者の個別財産による保証を第三者の財産による質または抵当として規定し、質または抵当の項に移行する。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第361条に反映させた。

3. 信用による抵当

ベトナム側は、日本側のコメントを取り入れ、信用による抵当の規定を保証の節から分離し、別節に入れた。

4. 違約罰

【日本側コメント】

違約罰は担保ではない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民事義務履行の担保措置より違約罰を切り離した。

5. 日本の法律に基づく質，抵当の効力の時点

【日本側コメント】

抵当は設定の合意のときから効力を有し、質は目的財産が引き渡されたときから効力を有する。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典の第328条、343条に反映させた。

6. 一つの財産による複数の債務の担保

【日本側コメント】

複数の債務履行を担保する財産の価値が、担保取引の成立時における被担保債務の総額を上回るものでなければならないとの規定を置くべきではない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントの一部を取り入れ、民法典の第324条に反映させた。

第7節 民事契約

1. 契約の申込み

【日本側コメント】

契約締結の申込者は、相手方の返答を待つ期間内において、他の者にも契約締結を申し込むことができ、両契約を成立させることができるが、履行できるのは一方の契約のみで

ある場合、履行を受けられなかった相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを390条第2項に反映させた。

2. 双務契約の履行

【日本側コメント】

双務契約において、先履行義務を負う当事者が、期限が到来してもその債務を履行しない場合、他方当事者は、その債務の履行期が到来してもそれを延期することができる。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第415条2項に反映させた。

3. 双務契約における財産留置

【日本側コメント】

留置権者は留置財産の所有権を譲渡したり、その他の処分をすることはできない。留置権者は単に目的財産を留置することのみができるのであり、留置財産を保管する義務を負う。なお、留置権の登記制度を規定する必要はない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第416条に反映させた。

第XVIII章 一般的民事契約

1. 借りる側の債務

【日本側コメント】

無金利の金銭貸借であっても、借主が返済期限が到来しても返済しない場合は、借主は、弁済期以降の利息を支払わなければならない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第474条4項に反映させた。

第XXI章 違法行為による損害の賠償責任

1. 健康侵害による被害

【日本側コメント】

健康侵害による損害に関し、給養費に関する規定は削除すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第609条に反映させた。

2. 環境汚染による健康被害の損害賠償

【日本側コメント】

環境を汚染した者に対し、無過失の損害賠償責任を規定すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第624条に反映させた。

3. 遺体、墓の侵犯による損害賠償

【日本側コメント】

損害賠償の対象について、具体的で詳細な規定が必要であり、精神的損害を賠償の対象とするか否かについても検討する必要がある。

【対応する条項等】

ベトナム側はこのコメントを取り入れ、第628条3項及び第629条において賠償の内容を明確に規定し、その中で、精神的損害賠償の要否についても明らかにした。

第4編 相続

第XXII章 総則

1. 遺産相続権を有する者が同時に死亡した場合の相続

【日本側コメント】

互いに財産の相続権を有する複数の者が、いずれが先に死亡したか確定できない場合に同時に死亡したとみなす規定を置くべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第641条に反映させた。

第XXV章 遺産の精算と分割

1. 新相続人または相続権が取り消される相続者がいる場合の遺産分割

【日本側コメント】

相続権が取り消される相続者が、相続人との間で遺産と同等の金額にて清算する場合、遺産の価値はその清算時ではなく、当初の遺産分割時を基準に計算すべきである。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第687条第2項に反映させた。

第5編 土地所有権の譲渡の規定

1. 土地所有権の譲渡の制限

【日本側コメント】

民法典において、土地所有権譲渡による土地の集中を統制する規制を規定しない方がよい。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを取り入れた。

2. 土地所有権による保証

ベトナム側は、民法典における保証は人的担保であるとの日本側のコメントを取り入れ、土地所有権による保証の規定を削除した。

3. 土地所有権の譲渡及び貸与の条件

これも日本側のコメントを取り入れ、ベトナム側は民法典から土地所有権の貸与及び譲渡条件に関する規定を削除した。

第6編 知的財産権及び技術移転

1. 技術移転契約の期限

【日本側コメント】

技術移転契約の期限に関する1995年民法典第810条を削除すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、2005年民法典には技術移転契約の期間を規定しないことにした。

2. 技術移転の対象

【日本側コメント】

技術移転の対象には様々なものが考えられるので、民法典において列挙すべきでなく、他の法律において規定すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典の第755条に「その他、技術移転に関する法律が規定する諸対象」と付け加えた。

3. 技術移転契約の内容

【日本側コメント】

技術移転契約の内容に関する規定を削除すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典に技術移転契約の内容を規定しないことにした。

第7編 海外的要素をもつ民事関係

1. 外国人の民法上の能力及び民事行為能力

【日本側コメント】

ベトナム在住外国人の民法上の能力及び民事行為能力はベトナム国民と同様とすべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを第761条2項、第762条2項に反映させた。

2. 民事行為無能力者、民事行為能力の喪失者または民事行為能力制限者の確定

【日本側コメント】

「民事行為無能力者、民事行為能力の喪失者または民事行為能力制限者の確定は、その者が国籍を有する国の法律に基づいて確定される」との規定は、ベトナムの裁判所に多くの難題を与えることとなる。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、第763条2項に「外国人がベトナムに居住する場合、その者に対する民事行為能力の有無、民事行為能力の喪失または民事行為能力の制限の確定は、ベトナム社会主義共和国の法律を遵守しなければならない。」との規定

を置いた。

3. 行方不明者及び死亡者の確定

【日本側コメント】

「行方不明者及び死亡者を確定するには、その者が国籍を有する国の法律を適用するものとする」と規定した場合、ベトナムの裁判所に多くの難題を与えることとなる。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、民法典の第764条2項に反映させた。

4. 外国法人の民法上の能力

【日本側コメント】

「外国法人の民法上の能力は、その法人の設立された国の法律に基づいて定められる」と規定した場合、法人の民法上の能力を確定する際、その法人の関係者及びベトナムの裁判所に難題を与えることになる。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、第765条2項に反映させた。

5. 隔地者間の民事契約締結

【日本側コメント】

隔地者間で民事契約が締結され場合、契約締結の場所の確定は、個人である契約の申込者の居住地または法人である申込者の本店所在地がある国の法律を遵守しなければならない。

【対応する条項等】

ベトナム側は、このコメントを第771条に反映させた。

6. 外国要素のある技術移転

【日本側コメント】

技術移転を奨励するためには、外国の法律を適用する余地を認めることも規定すべきである。

【対応する条項】

ベトナム側は、このコメントを取り入れ、第776条において、当事者が法律を選定することを合意した場合に外国の法律の適用を選定できる方向で反映させた。

基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」

財団法人地球環境戦略研究機関理事長
名古屋大学名誉教授
森 嵩 昭夫

1 1995年民法典の制定

- ・ 1986年ドイモイ（刷新）以後の法制度の整備
- ・ 1992年以降の民法典の起草作業における課題
 - 民法の性格—経済法との違い
 - 民法典の規制対象—知的財産権，国際私法，運送契約，保険契約などを含むか
- ・ 社会主義国における民法
 - 特殊な所有形態の承認—国家所有，政治組織所有など
 - 動的取引安全の軽視—表見代理制度や善意譲受人保護制度の不存在など
- ・ 行為規範としての民法
- ・ 民法施行のための不動産登記法等の付属法令の不備

2 JICAによるベトナム法整備支援

- ・ 第1期（1996～1999）・第2期（1999～2002）・第3期（2002～）
- ・ 主として，民商事法等の市場経済関連法の整備を目的として，①長期専門家を派遣して，ベトナム側の要請に応じて立法に関する助言や日本法に関する講義を行う，②短期専門家を派遣して，個別の法律に関する現地セミナーを実施する，③ベトナムの法律専門家を日本に招いて日本において研修を行う，④コンピューター等の機材を供与する，という支援事業を行った。
- ・ 第1期においては，土地所有権や建物所有権の取引実態に関する実態調査を行い，民法付属法令についてのセミナーを実施するなど，民法関連の法整備支援に重点が置かれた。
- ・ 第2期以降，民法改正作業が開始されると，日本側では，民法学者によるベトナム民法改正共同研究会が作られ，また本邦研修もベトナム側民法起草グループを招待して，集中的に民法に関する研修を行うという方針をとった。

3 2005年ベトナム民法典の改正

- ・ 2000年国会による民法改正決定—外資の導入，WTO加盟への動き
- ・ 大規模改正ではなく，他の法令等との調整的改正
- ・ 95年民法においては，土地所有権に関する規定は必ずしも整備されていなかったが，今回かなり整備された。95年民法では，各地の人民委員会に裁量的に土地所有権設定権が認められた結果，地方によって所有権設定実務にばらつきがあった。2003年土地法が制定され，改正民法はそれを前提した規定を置いた。すべての土地所有権が国家に属する

ベトナムでは、明確な土地使用权の保障は経済活動にとって不可欠である。

- ・他方で、善意の第三者保護制度（取引の動的安全保障）は、今回の改正でも実現されなかった。
- ・総じて言えば、市場経済化のなかで、社会主義国家としての土地所有権概念と計画経済的な契約の観念は改正民法においてもなお残されていると言ってよいであろう。

ベトナム民法典の主要な改正点

学習院大学法学部教授

野村 豊弘

1 はじめに

(1) ベトナム司法省とのワークショップ

西欧法における法の階層性

一般法と特別法

法の適用における裁判所の役割

法律の解釈権限

(2) ベトナム司法省と国会

司法省の理解と国会における説明

「民事」概念の維持

「世帯」概念の維持

2 ベトナム民法の主要な改正点

(1) 民法典全体について

(i) 民事法の分野における基本法としての位置づけ

総則第1章「民法典の任務と効力」(1条～3条)

総則第2章「基本諸原則」(4条～13条)

(ii) 知的財産権・技術移転関連規定(第6編)の整備

民法からの削除と特別法の制定

ベルヌ条約・越米二国間貿易協定の反映

(iii) 海外的要素をもつ民事関係(第7編)の整備

準拠法

(2) 債務法総則について

(i) 「民事債務」概念の明確化

旧285条 債務の定義

新280条 債務の定義

与える債務, 為す債務・為さざる債務の区別

(obligation de donner, obligation de faire ou de ne pas faire)

(ii) 債務不履行責任と不法行為責任の明確化

過失の推定(旧309条3項)

新308条(推定規定の削除)

(3) 相続法について

(i) 同時死亡の場合の相続

新641条の新設

(ii) 遺産分割の制限

旧689条

新686条

(iii) 遺産分割後における相続人の出現

新687条

(iv) 相続に関する訴権の時効

新645条(2項を新設)

3 おわりに

(1) 改正民法典について

残された課題

ベトナム司法省の理解

国会の意思

(i) 債務法総則について

(ii) 相続法について

法定相続と遺言相続の関係

相続人の意義 新635条

相続人と受遺者の区別

新671条

熟慮(相続放棄)期間

新642条

夫婦共同遺言

新663条, 664条, 668条

(2) 民法典と英米法系の法律との関係

担保取引令と民法典

(3) 民法典に関する共同研究の可能性

名古屋大学の法整備支援活動の概要

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
杉浦 一孝

I. 前史

1. アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（A P 基金）の設立（1991年4月）

名古屋大学法学部は、学部創立40周年を契機に、各界からの浄財をもとに学部としてアジア諸国の法・政治についての研究教育を開始（←日本の欧米偏重・アジア軽視の法律学・政治学に対する反省）。

①アジア諸国の法・政治についての共同研究の推進

国際シンポジウム・ワークショップの開催（例；1992年7月の国際シンポジウム「環境と開発—その法的・政治的諸相」等）

研究者の招聘・派遣

アジア諸国の大学・研究機関との学術交流協定の締結（2005年11月8日現在、1994年の中国政法大学をはじめとする19大学・研究機関）

↓

人的ネットワークの形成

②アジア諸国からの留学生の受入体制の整備

留学生に対する研究教育費の助成

オリエンテーション・プログラム講義の実施

チューター制度の強化等

* 日本人の大学院生に対するアジア諸国の法・政治についての研究教育助成および学部生に対する一般的な教育助成

2. アジア法整備支援への取組みの準備

アジア諸国、とくに市場経済化の途上にあるインドシナ三国（ベトナム、カンボジアおよびラオス）から、名古屋大学に西欧法の継受国である日本の経験の教授を含めて法整備支援の要請あり。名古屋大学法学部は、機関として法整備支援を行うことを決定（1998年度）。

①日本 ODA（政府開発援助）による法整備支援の実施

国際協力事業団（JICA）のベトナムに対する法整備支援の開始と法学部スタッフの参加（1996年）

法学部の研究教育プロジェクト「アジア法整備支援」の準備とインドシナ三国（ベトナム、カンボジアおよびラオス）の法整備の現状の調査（1997年10月および1998年1月）

②国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」の開催（1998年9月）

インドシナ三国（ベトナム、ラオスおよびカンボジア）とモンゴルの法律学者・法律実務家の招聘，法整備支援の要請内容の聞き取りおよび合意事項

↓

法学部スタッフの派遣と現地研修

JICA プロジェクト・国別特設研修（ラオス）の開始（1999年2月）

* 法務省法務総合研究所との共同研修

法整備支援の一環（人材（法律家）養成への協力）としての留学生の受入の開始（1999年度）

* 添付資料「法学部・法学研究科 国籍別在籍留学生数の推移」を参照。

II. 名古屋大学法政国際教育協力研究センターの設置

1. アジア法整備支援およびその研究活動の体制の確立

名古屋大学大学院法学研究科は、法学部創立50周年を契機に、各界からの浄財をもとにセンターを設置してアジア法整備支援およびその研究活動を展開するための体制を確立。

①アジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange）の設置（2000年4月）

アジア諸国の法・政治についての研究の推進，アジア諸国の法・政治に関する情報の収集・発信，アジア法整備支援のコーディネートの拠点として大学院法学研究科内にアジア法政情報交流センターを設置。

↓

個別の法整備支援事業の実施

②国際シンポジウム「『アジア法整備支援』と国際協力」の開催（2000年9月）

法整備支援を実施している国際（金融）機関（国連開発計画，世界銀行，アジア開発銀行，欧州復興開発銀行），外国の政府関係機関（ドイツ技術協力事業団，フランス司法

省，スウェーデン国際開発協力庁，米国国際開発庁)，日本法務省法務総合研究所，JICA および大学・研究機関の代表の招聘と法整備支援のあり方についての討議

↓

法整備支援に関する情報交換等のためのネットワークの構築

③名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の設置（2002年4月）

アジア法政情報交流センターが名古屋大学の共同研究教育施設として法政国際教育協力研究センターに再編され，法政領域における国際（教育）協力のナショナル・センターとしての役割を果たすことも求められている。

CALE の組織，任務および活動については，CALE パンフレットを参照。

2005年度の活動の一部

(1)人材（法律家）養成への協力

2005年10月1日現在，大学院法学研究科・法学部の留学生の総数は121名，そのうち法整備支援事業の一環として受け入れている留学生数は62名。

(2)JICA プロジェクト・国別特設研修等の実施

ラオスの裁判官，検察官および行政官を対象とした研修を実施し，本年度は商法教科書の作成を支援。

イランの司法官の研修を実施（5年間の予定で昨年度から開始）。

アドホックな研修の実施（モンゴルの司法関係者）

(3)世界銀行の委託調査の実施

世界の司法制度の統計資料を収集・分析（日本を含む18カ国。URL，<http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp/en/activities/projects/worldbank> を参照）。

(4)日本の法令の英語翻訳ソフトの開発

名古屋大学の大学院情報科学研究科等と共同で開発中。

2. 法整備支援に関する研究活動の展開

名古屋大学法政国際教育協力研究センターは，アジア法整備支援事業を行うとともに，その事業を学問的に支えるため，法整備支援という新しい法的現象を対象とする研究活動を展開。

①科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援一体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築－」の開始（2001年9月 - 2006年3月）

他の大学の法律学者，法律実務家等の協力を得ながら，名古屋大学の法律学者・政治学者を中心に上記の研究プロジェクトへの取組みを開始。

* 従来の法整備支援（例；米国の「法と開発」運動）の理論的・実践的総括，支援対象国の慣習など法規範以外の社会規範，その規範意識，これらにもとづいて形成

された伝統的秩序，そしてその生成の歴史・文化的背景の検討を含む支援対象国の法の研究をとおして，法整備支援の「理念」「目標」「手法」および「評価」を明らかにすることが課題。

この研究プロジェクトの一環として，2002年2月の国際シンポジウム「21世紀中央アジアにおける体制転換と法—法整備の現状と課題—」，同年6月のサテライト・フォーラム「体制移行にともなう法整備と法学教育—法政国際教育協力の課題—」（このフォーラムで，日本語による日本法の教育とそのためのサテライト・オフィス（ウズベキスタン，ベトナムおよびモンゴルの学术交流協定締結大学内）の設置を提起）など，多くのシンポジウム等を開催。

②先端研究拠点事業「21世紀の『開発支援と法』研究」の開始（2004年4月 - 2006年3月）

米国のウィスコンシン大学，コーネル大学およびスウェーデンのルンド大学と国際的な研究協力体制を築き，途上国の法制改革のための情報等を共有し，「法整備支援学」を構築することが目的（将来は，研究協力体制を拡大）。

この研究プロジェクトの一環として，2004年10月に国際シンポジウム「開発における法の役割—法と開発；その理論と展望」を開催。

③アジア研究教育拠点事業「アジア法整備支援のための実務・研究融合型比較法研究拠点」の開始（2005年9月 - 2010年3月）

マッチングファンドにもとづいて，ベトナム，中国およびモンゴルの主要な法学研究教育機関との研究交流をとおして，これら三国における法整備および高度な能力を有する研究・実務人材の育成を実現するための研究教育拠点を形成することが目的。

④科研費補助金等の交付を受けたその他の研究活動

日本学術振興会・ハンガリーとの共同研究「グローバル化の中の法典化」（2005年4月 - 2007年3月）

基盤研究(A)「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究」（2005年4月 - 2009年3月）

基盤研究(B)「中央アジア諸国における立憲主義の『移植』とその現実態に関する研究」（2005年4月 - 2008年3月）

その他の外部資金にもとづく研究活動

3. アジア法整備支援およびその研究活動の実例1—ウズベキスタン

①ウズベキスタンに対する国際協力の開始（2000年1月）

ウズベキスタンの法整備に関する調査団の派遣

2000年8月、名古屋大学大学院法学研究科は、サマルカンド国立大学法学部、タシケント国立法科大学および世界経済外交大学と学術交流協定を締結。

- * 翌2001年度から、法整備支援事業の一環として、ウズベキスタンからの留学生の法学研究科博士課程前期課程への受け入れを開始。2005年10月1日現在、ウズベキスタンからの留学生の在籍者数16名。

②学術交流＝研究活動をとおしての法整備支援と日本法教育研究センターの開設

(1)2002年2月、中央アジア三国（ウズベキスタン、カザフスタンおよびキルギス共和国）の法律家の招聘（各国5ないし6名）と国際シンポ「21世紀中央アジアにおける体制転換と法一法整備の現状と課題」の開催

- * 科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」の最初の国際シンポジウムであり、ソ連解体後の上記3カ国（研究の空白地帯）の法整備の現状と課題について認識を共有することが課題。

(2)2002年9月、国際シンポジウム「法整備と伝統法」（タシケント）の開催

- * 法整備を行うためには、その国の慣習（法）等の「伝統法」（法規範以外の社会規範とその規範意識をも含むものとして理解）を考慮に入れなければ、実効性のある法制度を構築することはできないという認識のもとに開催。このような課題認識は、私たちの法整備支援事業に一貫して存在。

(3)2003年9月、国際シンポジウム「伝統法とマハラ」（タシケント）の開催

- * 「伝統法」が実際に機能している場であり、自治機能的側面と行政機能的側面を有するマハラ（地域共同体）をどのように理論的に把握すべきかを課題として開催。当該シンポジウムの開催に向けてマハラ研究会を組織し、その後、この研究会でウズベキスタンの法制改革について検討を開始。現在は、その研究の成果のとりまとめの段階。

(4)2003年12月、セミナー「日本とウズベキスタンにおける司法改革」（名古屋）を開催

(5)2004年9月、国際シンポジウム「ウズベキスタンにおける司法改革」（タシケント）の開催

(6)2005年9月、国際シンポジウム「公法関係領域における法の支配とパラリーガル・プロフェッションズ」の開催

(7)2005年9月、名古屋大学日本法教育研究センターの開設（タシケント国立法科大学内）

- * 日本語による日本法教育の実施、共同研究の推進、日本法の情報センターとして帰国留学生への新しい法情報の提供等

③日本 ODA（政府開発援助）による法整備支援

(1)2001年9月、JICA の要請により、名古屋大学大学院法学研究科と法務省法務総

合研究所から今後の法整備支援の可能性を調査するため調査団を派遣。翌2002年より、5年間のプロジェクトで法務省法務総合研究所においてウズベキスタンの裁判官、検察官、司法省の職員等の研修が実施される。

* 2000年9月、2001年12月、名古屋大学大学院法学研究科は、別の機関から委託を受けて調査団を派遣し、報告書を提出。

(2)2003年9月より、名古屋大学法政国際教育協力研究センターがコーディネーターとして、JICAの短期専門家・長期専門家を派遣。

* ウズベキスタン民法典の改正についての調査研究を開始。日本の民法典および商法典をロシア語に翻訳し、ウズベキスタン民法典を日本語に翻訳する作業に着手（後者の作業は、2004年3月に終了し、邦訳を刊行）。

(3)2005年10月1日より、JICAのウズベキスタンに対する法整備支援プロジェクトが開始され、名古屋大学法政国際教育協力研究センターがコーディネーターとして法整備支援を実施。

* ウズベキスタンの中小企業の振興・個人事業者の法的保護を目標に、担保法制の改革、行政手続法の制定（行政機関による許認可権の恣意的な行使の排除等）、法令データベースの改善等を内容とするプロジェクト

4. アジア法整備支援およびその研究活動の実例2—モンゴル

①モンゴルに対する国際協力の開始（2000年4月）

名古屋大学大学院法学研究科は、2000年4月にモンゴル国立大学法学部と学術交流協定を締結し、学生・教員の交換を開始。

* 2005年10月1日現在、モンゴルからの留学生の在籍者数11名。

②学術交流＝研究活動をとおしての法整備支援

(1)2004年1月、科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」の一環としてモンゴル法研究会を設立し、モンゴルにとって緊急の課題である土地法制の改革を上げて研究を開始。

* テーマの特殊性を考慮して、法律学者だけでなく、文化人類学者、自然科学者にも研究会への参加を要請。

(2)2004年9月、国際シンポジウム「モンゴル国における土地法制の諸問題」（モンゴル）の開催。

(3)2005年9月、国際シンポジウム「モンゴル国における土地私有化の現状」（名古屋）の開催

* このシンポジウムを契機に、2005年度に採択された科学研究費・基盤研究(A)「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究」（研究期間4年）にもとづいて、モンゴル国における初めての本格的な法社会学的調査による法改革支援をモンゴ

ル国立大学，モンゴル国立法律センター，モンゴル土地管理局との共同研究として開始。

(4) 2005年8月，名古屋大学日本法教育研究センター準備室の設置（モンゴル国立大学法学部内）

* 本年9月の開設にむけて日本語教育を開始。

なお，ベトナムのハノイ法科大学にも名古屋大学日本法教育研究センターを開設するため取組みを開始。

私たちは，このようなアジア法整備支援事業をとおして，日本の法律学・政治学を輸入型から情報発信型へと転換することを目標としている。

以上

法学部・法学研究科 国籍別在籍留学生数の推移

(網掛け部分はアジア法整備支援分野の留学生)

	1997.5	1998.5	1998.5	1999.1	2000.5	2000.1	2001.5	2001.1	2002.5	2002.1	2003.5	2003.1	2004.5	2004.1	2005.5	2005.10.1
中国	22	22	23	27	30	33	33	34	31	32	24	22	23	22	18	18
韓国	8	6	4	4	6	7	8	9	8	8	8	10	11	13	14	15
ウズベキスタン						2	2	6	7	11	10	12	13	15	13	16
カンボジア			1	4	3	8	8	10	9	11	8	12	13	15	12	16
ベトナム	2	2	3	8	9	14	14	18	16	17	12	15	11	13	10	13
モンゴル				1	1	2	2	2	2	4	4	8	7	10	8	11
ラオス				2	2	5	5	7	6	7	5	6	4	5	5	6
アメリカ	2	1	3	3	3	2	1	1	1	1	1			2	4	0
台湾	2	3	4	4	5	4	4	4	4	3	4	5	4	3	3	4
タイ					1	1	2	2	3	3	3	3	2	3	3	4
インドネシア								1	1	1	2	2	2	3	2	1
フィリピン	1	1	1	1	1	1	1	1		1			2	2	2	2
イギリス														1	2	3
ハンガリー													1	1	2	2
オーストラリア					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ギリシャ										1	1	1	1	1	1	1
ミャンマー	1													1	1	1
ブラジル														1	1	1
マダガスカル														1	1	1
ブルガリア														1	1	1
ラトビア														1	1	1
エジプト														1	1	1
イタリア														1	1	0
フランス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
ロシア			1	1	1	1	1	1								
マレーシア	1	1	1	1	1	1	1	1								
カナダ	1	1	2	2	1	1	1	1								
ドイツ		1														
スウェーデン																2
計	37	35	39	54	62	80	80	96	89	100	83	97	95	115	107	121

2005.10.1	留学生数順
18	中国
16	カンボジア
16	ウズベキスタン
15	韓国
13	ベトナム
11	モンゴル
6	ラオス
4	タイ
4	台湾
3	イギリス
2	スウェーデン
2	ハンガリー
2	フィリピン
1	インドネシア
1	エジプト
1	オーストラリア
1	ギリシャ
1	ブラジル
1	ブルガリア
1	マダガスカル
1	ミャンマー
1	ラトビア
0	アメリカ
0	イタリア
	カナダ
	ドイツ
	フランス
	マレーシア
	ロシア
121	計

24カ国

法整備支援における民法整備支援の意義と課題 ——民法教育支援における経験を踏まえて——

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
松尾 弘

1. プロセスとしての民法整備支援

本報告では、法整備支援活動において民法整備支援が持つ意義と課題につき、ラオス、ウズベキスタンなどへの民法教育支援に携わった経験も交え¹、若干の感想をまとめてみたい。このテーマに関しては、管見を簡潔に述べる機会があったが²、本報告は、その趣旨を要約する一方、そこで言及できなかった問題点や考え方を補充することにしたい。

民法整備支援の方法は、(i) 民法典を起草する形態の支援から、(ii) 民法典及び関連法令の制定・改正に対する助言的支援、(iii) そのための諸々の調査・情報収集・その他の準備活動に対する支援など、非常に多様である。本報告では、これらの支援方法を包括的に「民法整備支援」と表現する。このうち、立法という成果に通じる(i)・(ii)の形態であっても、①民法典を含む法律の制定は市場経済・市民社会の基盤ルール整備の第一歩にすぎず、②「裁判所、弁護士、公証人、不動産登記、身分登録といった民法を支える制度」とともに、③「実は一番重要なのは、…法律を適正に運用できる人材の養成」であり、「人的能力養成支援が法整備支援の中でこれからますます重要になるであろう」と指摘されている³。ここでは、人を養成してから立法することも、立法してから人を養成することも、非現実的・非効率的であるから、むしろ、「制度づくりをしながら人材を養成する」という、よりプロセス志向的な民法整備支援の方向性が示唆されているように思われる⁴。

そこで、本報告では、こうしたプロセス志向的な民法整備支援を発展させる上で直面するであろう問題点を、若干の経験も織り交ぜて提示し、議論の題材に供したい。

2. 民法整備支援の基本問題

(1) 《ルールをつくるためのルール》づくり

¹ ラオスへの法整備支援（現地セミナー、本邦研修、コメント作成等）では、野澤正充教授（立教大学）、古積健三郎教授（中央大学）と協力して作業を進めた。

² 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学4号（2006）31-62頁。

³ 松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」一橋法学1巻2号（2002）403-404頁。なお、森島昭夫「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば54巻10号（2001）12-17頁も参照。

⁴ 松尾・前掲（注2）41頁前段の①～④参照。もっとも、そうしたより基礎的・前提的段階からの支援は、支援内容の多様性からくる目標の曖昧さ、事前評価・事後評価に関する客観的指標の欠如、息の長いプログラムを策定し、計画的・継続的に推進できる人材の確保・組織体制の確立の難しさなど、多くの課題を抱えている。

以下では、民法整備支援において直面する主要な課題を⁵、次の4類型に集約して検討したい。すなわち、①《ルールをつくるためのルール》づくりの重要性、②民法典（整備）の意義に関する認識の共有、③民法典の基本構成、④民法（典）の内容上の問題である。

第一は、民法（典）という法律を整備するための手順、ルールの決定的な重要性に関する問題である。これは、最終段階としての立法機関における形式的な手続のみならず、最初期の準備・調査活動、草案の起草・審議、法案の決定に関する手続及び組織についてのルールまでを含む、《ルールをつくるためのルール》である。こうしたメタ・ルールをあらかじめ明確かつ詳細に定め、絶えず見直し、関係当事者間で共通認識を得ておくことは、非常に重要であるにもかかわらず、今なお困難な問題であるように思われる。その結果、プロジェクトの途中で非効率なやり直しや混乱が生じ、又、終局段階で意表をつかれるような展開も予想される。

この点で、明治期の法典編纂作業における経験から引き出せることは少なくないようにも思われる。例えば、(i)旧民法典の起草準備の手続に関する「民法編纂局章程」(明治13〔1880〕年5月28日。元老院・法制部・民法編纂局総裁・大木喬任による)、(ii)現行民法典の起草準備の手続に関する「法典調査会規則」(明治26〔1893〕年勅令11号)、②同規則5条に基づく「法典調査規定」(1条～33条。明治26年4月27日。内閣総理大臣の職権による決定)、③「法典調査ノ方針」(1条～13条)などにおいて定められたルールは、草案の起草・審議・整理・記録などに関する役割分担を含む、相当詳細なルールである⁶。こうした経験を分析し、整理した上で紹介すること自体、将来民法（典）の制定・改正を担い得る人材の育成支援の一環として、プロセスとしての民法整備支援の内容に入れられてもよいかもしれない。

⁵ 例えば、(1)国家法体系における民法典整備の意義をめぐる認識ギャップ、(2)基本用語・基本概念の統一の困難、(3)個別立法積上主義と包括的法典編纂主義、(4)英米法的要素と大陸法的要素との調整、(5)民法典・商法典の分離主義と統合主義、(6)消費者保護法の位置づけ、(7)知的財産法の取扱い、(8)インスティトゥティオネス体系とパンデクテン体系、(9)物権と債権との関係、(10)法律行為概念、その他の一般的・抽象的概念の採否、(11)第三者保護規定の位置づけなどが問題になる(松尾・前掲〔注2〕41-59頁)。ほかに、社会主義・計画経済の理念に基づく経済契約法と民法上の契約法との「二つの契約法」問題、仏教寺院・少数民族などの慣習上の権利、コンセッションによる権利など、慣習法や法政策に基づく新たな形態の物権の要請、土地法上の占有権と民法上の占有権との不整合、民事的サンクションと刑事的・行政的サンクションとの未分離、裁判規範と行為規範とのアンバランスなどの問題点も指摘されている(松本・前掲〔注3〕393-395頁、399-403頁、同「民法からのコメント——日独以外の視点及び法整備支援から見た日本にとってのドイツ民法学——」民商法雑誌132巻6号〔2005〕715-716頁)。

⁶ 例えば、(ii)③について、伊藤博文(総理大臣)は、すでに主査委員が2回の会合をもって議定したものの、「頗ル重大ノ問題ナルヲ以テ尚ホ總會ニ於テ意見ヲ有セラルル諸君ハ十分ニ之ヲ吐露セラレタシ而シテ其ノ決議ヲ以テ法典調査ノ基礎ト為シ此基礎ニ依テ調査ノ事業ヲ進行セント欲ス」とし、2回の法典調査委員総会で審議、決定している(明治26年4月28日、5月2日)(法典調査会「民法総会議事速記録」法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書12』〔商事法務研究会、1988〕所収27-28頁)。

(2) 民法典整備の意義

第二に、メタ・ルール問題の延長でもあるが、当該社会において民法典を整備することの意義について、当事者間で共通理解に至らないまでも、議論を深めることが重要であると思われる。もっとも、法整備支援プロジェクトにおいて、民法典制定の意義を改めて論じる契機は少ない。その理由として、①市場経済化を目標とする支援では、外国投資や企業活動を促進するための単行法——外国投資法、企業法、土地法、担保法、破産法、競争法など——の整備にプライオリティーが置かれ、その一環として民法関連規定が整備されることが少なくない。又、②プロジェクト評価の厳格化に伴い、限られたプロジェクト期間内に目に見える客観的成果を上げるため、よりコンパクトな個別法の整備へとプロジェクトが細分化され得る、③又、複数のドナー間調整によるプロジェクトの分担化傾向の中で、結果的に個別立法が先行しがちな事情も考えられる。

確かに、民法関連の個別立法を積み上げる方式にもそれなりのメリット⁷——例えば、①経済・社会状況の変化への臨機応変な対応、②立法の成果を検証するための一種の実験的な試行錯誤の機会の獲得など——も考えられる。しかし、個別立法が長期間併存することによるデメリット⁸——例えば、①いったん個別法が施行されると裁判や行政で適用・運用され、市民にも普及し始めるので、後にそれを改廃しようとしても改めてゼロから出発することはできないこと、②複数の個別立法間における用語・概念の不統一、規定の重複・矛盾、優先関係の不明確さ、③特別規定に対する一般原則の不存在、④全体としての体系性の欠如など——も生じてくる。又、個別立法の制定・改正と並行して包括的な民法典編纂の準備を進めることは必ずしも矛盾しない。

このような状況下では、包括的な民法典編纂の意義を改めて問うことが有意義であると思われる。この点で注目すべきは、「社会の憲法^{コンステイテューション}／構成原理」ないし「基本法」としての民法典の意義を検証しようとする議論である⁹。これは、国家の法秩序全体において民法が果たす役割、その^{プライマリー・ノーム}第一次的規範としての民法典編纂の意義を再認識することに通じると考えられる。とりわけ、民法典のプリミティブな役割として、人格権、物権、債権、親族法上の権利などの《市民の基本的権利》を定義し、保護・実現の方法を規定することが、最終的には憲法によって保障される法秩序の出発点になっている¹⁰、ということの意味を、関係当事者間で再認識することの意味は大き

⁷ 松尾・前掲（注2）48頁。

⁸ 松尾・前掲（注2）48-49頁。

⁹ 大村敦志「民法と憲法の関係——フランス法の視点」同『法源・解釈・民法学』（有斐閣、1995）所収352-353頁、同『法典・教育・民法学』（有斐閣、1999）4頁、50頁、山本敬三「憲法と民法の関係——ドイツ法の視点」法学教室171号（1994）44-51頁、同「基本法としての民法」ジュリスト1126号（1998）261-269頁、星野英一『民法のすすめ』（岩波新書、1998）9頁ほか、同『民法のもう一つの学び方』（有斐閣、2002）20-39頁参照。

¹⁰ すなわち、①まずは民法典によって規定される人格権・物権・債権・親族法上の権利などを中心とする、《市民の基本的権利》としての私権があり、②それらを実効的に保護するために国家の裁判権、執行権といった国家的公権があり、③そうした国家的公権を付与された強い政府の権限行使の濫用や逸脱を市民が実効的にコントロールするために自由権・参政権・社会権等の個人的公権——基本的人権——が意味を持つ、という順序である。

いと考えられる。

かかる民法典の基本理念の検証との関係で問題になるのが、民法典といくつかの特別法、例えば、商法、消費者保護法、知的財産法などとの関係である¹¹。この問題に関しては、——いわば個別立法積上主義の対極として——民法典には市民生活に関わるあらゆることが規定されている方がよいという考え方も見受けられる。実際、民商統一法典は存在するし、消費者規定を民法典に組み込んだ例、知的財産法の規定を民法典に編入した例もある。確かに、市民生活に関するあらゆる事項を民法典に組み込むことは、民法典を日常生活に密着した身近なものとするというメリットはあるかもしれない。しかし、その一方で、そうした包括主義は、①民法典さえつくれば市民生活のあらゆる問題が解決するような過度の期待を民法典に抱かせるし、実際そうでもないと分かったときは逆に民法典に対する規範意識を低下させかねない。又、②民法上の原則と特別法上の例外が併存することから、民法典本来の原理・原則の意義や、その背後にある思想的意味（例えば、契約自由の原則、自己責任の原則など）が不明瞭になったり、それに対する規範意識が稀薄になるといった副作用も考えられる。さらに、③市民の基本的権利と国家の法政策的裁量によって保護範囲が左右される性格の権利とが併存するといった問題もある¹²。ここで改めて、《市民の基本的権利》を定義し、その主体・客体・変動・効果について規定する民法典の意義の検証問題へと立ち返ることになる¹³。

（3）民法典の基本構成

第三に、仮に民法典（整備）の意義が承認されたとして、次に問題になるのは、民法典の基本構成である。この問題は、民法（典）整備の準備段階から、例えば、現行法の解説を目的とする教科書の執筆段階から、議論の題材になり得る。具体的には、いわゆるインスティトゥティオネス方式とパンデクテン方式との比較が問題になる。ここでは、両者の方式はどこが共通で、どこが違うのか、インスティトゥティオネス方式の問題点をパンデクテン方式はどのように回避しているか、パンデクテン方式の問題点をどう克服すべきかについて、議論を深めるための格好の機会が提供されているように思われる。少なくとも、権利の主体・客体・変動というインスティトゥティオネス方式の基本構成はパンデクテン方式（とくにその総則）に取り込まれ、《権利本位の体系》である点で両者は共通しており、異質の体系とみるべきではないと考えられる¹⁴。この意味で、両者の長所を生かし、問題点——例えば、パ

¹¹ 松尾・前掲（注2）51-55頁。

¹² およそ権利が公共の福祉による制約を受ける点では、例えば、有体物の所有権も知的財産権も共通であるが、国家の法政策が権利内容に影響する程度においては、両者間に質的相違があるようにも思われる。

¹³ 民法典の意義についての理解の曖昧さと民法典に対する過度の期待又は軽視とは、表裏一体であるようにも思われる。

¹⁴ 松尾・前掲（注2）56頁、同「民法の条文とは」法学セミナー617号（2006年5月）掲載予定参照。

ンデクテン方式における自然人と親族法との分離——を回避する折衷的構成も可能であり、実際そのような試みが見出されることは注目される¹⁵。

(4) 民法(典)の内容上の問題

(ア) 物権と債権との関係

インスティトゥティオネス方式かパンデクテン方式かの問題は、単に条文配列方法の相違に尽きるとすれば、比較的形式的な問題にとどまる。しかし、実質面において、パンデクテン方式では物権と債権とが比較的明確に区別されているという特色がある。もっとも、物権と債権との区別の程度、規定配列の前後関係については選択の余地があり、この点に関して選択肢間の比較研究を深める余地がある¹⁶。又、所有権以外にどのような類型の物権を認めるべきか、あるいは紹介すべきかについても、先行立法の内容、慣習法上の権利の存在や内容、社会主義に基づく土地法構成などと矛盾しない形で、なお有用な類型が何かという観点から、議論を深める必要がある¹⁷。

(イ) 一般的・抽象的法律概念の採否

パンデクテン方式の特色に絡むもう一つの重要問題として、「法律行為」(Rechtsgeschäft, acte juridique)のような一般的・抽象的概念を採用すべきかどうか、しばしば議論的になる。これもやはり、教科書作成段階から問題になる。法律行為概念の採否の優劣は一概に決められず、まずはその長所と短所を個別に検討することが求められる¹⁸。その上で、法律行為概念が持つ「法律技術」の側面と「思想」としての側面を区別した上で、法律技術としての法律行為概念の危険性を回避しつつ、その技術的長所を生かし、かつ思想の側面を尊重するという選択肢の可能性も示唆されているように思われる¹⁹。このように、法律行為概念は、一定の思想ないし原理を背負っている点で、先に論じた民法典(整備)の意義の問題(前述(2))にも通じている²⁰。

¹⁵ 例えば、カンボディア民法典草案がある。松本・前掲(注3)397-398頁、同「日本の民法学における英米法研究」民商法雑誌131巻6号(2005)759-760頁、松尾・前掲(注2)56頁。

¹⁶ 松尾・前掲(注2)57-58頁。

¹⁷ 例えば、地役権制度の意義・比較法、それと相隣関係法規との関係などが考えられる。

¹⁸ 松尾・前掲(注2)58-59頁。

¹⁹ 例えば、法律技術としての法律行為概念の有用性として、①単独行為・契約・合同行為を一括して表現できる、②法律事実と法律行為とを対比させることにより、法律要件の観点から財産法を体系的に理解できるなどの点が、他方、その危険性として、法律行為自由の原則の妥当性、法律行為の解釈方法などが、法律行為の個別類型——単独行為・契約・合同行為——によって一様でない点などが指摘されている(星野英一『「法律行為」をどう考えるか』同『民法論集第8巻』〔有斐閣、1996〕293-297頁)。そして、こうした技術的評価とは別のレベルで、法律行為概念の思想的背景として、私的自治の原則や意思自治の原則との関係が指摘されている(星野・〔同前〕288-297頁)。

²⁰ もっとも、最近では、法律行為概念をより具体的な契約に置き換え、経験的に説明する方法が、授業や教科書では普及しているようにも見受けられる。しかし、すでに民法典中に法律行為概念を持つ国においてそれをいかに分かりやすく説明するかというコンテキストと、これからそれを法学教育のプロセスで取り上げるべきか、そして、民法典に組み入れるべきかというコンテキストでは、議論の重みがやや異なるようにも思われる。

(ウ) 大陸法的要素と英米法的要素との調和

民法整備支援においては、大陸法的要素と英米法的要素との接触もしばしば指摘されている。例えば、契約法における約因理論に基づくアメリカ契約法の導入、担保法におけるアメリカ UCC 第9編の影響、不動産物権変動におけるトーレンス・システムの導入などと、大陸法的な民法の一般原則とのズレから生じる問題点が指摘されている²¹。とりわけ、これらの英米法的要素が、商事契約法、担保法、土地法といった個別立法の形で突如として実定法化された場合、並行する民法（典）起草やその教科書との整合性を改めて検討する必要性も出てくる。これは、既述のメタ・ルールの問題にも関わる（前述（1））。

もっとも、民法整備支援のプロセスで、大陸法と英米法との接触が強まることは、両者間の長所の結合可能性という点で、一つのチャンスとみることもできる²²。

(エ) その他

以上のほか、民法（典）の内容をめぐっては、第三者保護規定の趣旨・根拠・基本類型をどのように説明すべきか、債務不履行・瑕疵担保・危険負担の相互関係について各国法・条約・モデル法の動向をどのように整理して伝えるべきかなど、何らかの標準理論の提示を求められる問題点が数多く存在する。

3. 民法整備支援と法整備支援の前提問題

こうしてみると、民法整備支援のプロセスにおいては、民法理論の根本問題について即答を求められることが多く、自分のように未成熟な研究者の任に堪え得るか、自問自答せざるを得ない状況に絶えず追い込まれている。しかし翻って、プロセス志向的な民法整備支援は、どのような法律の整備を、どのような順序で、どのような方法で支援すべきかについて、支援側の経験を蓄積することにも寄与し得るという意味で、ドナー側の人材養成の機会にもなっている。実際、この活動を通じて自ら得たものは少なくなかったと感じる。

このような反省の中で、絶えず脳裏につきまとして離れない疑問は、「なぜ今法整備支援をすべきか」という、法整備支援の前提問題である²³。法整備支援の目標としては、(i) 市場化の推進にウェイトを置く立場、(ii) 民主化の促進をより重視する立場、(iii) 両者にまたがる二つの側面——①市民の実体的権利を保護し、実現するための法制度の整備と、②強い政府の権限行使をコントロールするための法制度の整備——を持つ「法の支配」²⁴の浸透を指標にする立場などがあるが、むしろ、これらを統合する理念として、^{グッド・ガバナンス}良い統治の構築に注

²¹ 松本・前掲（注15）758-764頁。

²² 松尾・前掲（注2）49-51頁参照。

²³ 松尾弘「グローバル・ガバナンスと法整備支援——法整備支援の目的は何か——」石川明編集代表『国際経済法と地域協力』（信山社、2004）32-33頁。

²⁴ 松尾弘「『法の支配』に対する議論の深化」CALE NEWS 16号（2005）4頁。なお、同「国際開発援助と『法の支配』」社会科学研究所56巻5=6合併号（2005）109-137頁参照。

目すべきであると思われる。これは「我が国 ODA の最も重要な考え方」として、2003 年改訂の「政府開発援助(ODA)大綱」I. 2(1)(2003年8月29日閣議決定)に盛り込まれたが²⁵、それがとりわけ重要な理由は、いまだ世界政府なるものを展望できない現在の国際政治状況の中で²⁶、辛うじて望み得る平和的国際関係秩序としての^{グローバル・ガバナンス}地球的統治²⁷を構成する基本単位、細胞の一つが、各々の主権国家における^{グッド・ガバナンス}良い統治であると考えられることにある。すなわち、一つでも多くの国家で^{グッド・ガバナンス}良い統治——①市場・企業をはじめとする営利団体、②その活動を支援するために不可欠の強い政府、及び③強い政府をコントロールし得る最終的な拠り所としての市民社会(非営利的・非政府的団体)が、それぞれに固有の機能を発揮して活動しつつ、全体として均衡がとれた状態——が構築されることが、平和を実現し、維持するための、遠回りかもしれないが、最も着実な方法ではないかと考えられる²⁸。この意味で、前記 ODA 大綱が提示する法整備支援の理念としての「^{グッド・ガバナンス}良い統治」は、単なるお題目ではなく、意味深い内容を持つものであると解される。

もつとも、各々の主権国家の^{グッド・ガバナンス}良い統治を支える核になると考えられる民法(典)の整備が、現実にもどのような形で制度変化の原動力になり、どのような成果をもたらし得るか、制度変化のメカニズムに関する理論構築は法と開発(Law and Development)の今後の学問的課題であるが、そうした制度変化の実践方法に関わる民法整備支援においては、プロセスとしての民法整備支援の計画・評価の方法について、格段の工夫が求められていると思われる。民法教育支援を含む民法整備支援においては、目標達成は——仮にあり得ても——繰り返し繰り返し

²⁵ 「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国 ODA の最も重要な考え方である」(下線は引用者による)。と同時に、「開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重」することも強調されている。この点については、すでに、森島・前掲〔注 3〕15頁で言及されている。

²⁶ 主権国家体制、国際共同体及び世界市民主義の重層構造としての現代の国際関係の認識に関しては、中西寛『国際政治とは何か——地球社会における人間と秩序——』(中公新書、2003)9-27頁参照。

²⁷ 「^{グローバル・ガバナンス}地球的統治」とは、国際関係における様々な行為主体(個人、企業、国家、NGO、国際機関など)の活動を活性化する一方で、その違法又は非倫理的な行動を抑制するために、主権国家群を中心とする行為主体が、世界政府を持つことなしに、コントロールし得るような全般的システムとして定義される。それは、想像上の世界政府のように完成された安定的・統一的システムではなく、国際社会における多元的な行為主体の間に辛うじて成立し得るが実効的な秩序を求める動的な営みであり、多様性の中に存立し得る全体的なコントロール・システムである(松尾・前掲〔注 2 3〕51-52頁)。

²⁸ カントは「永遠平和のための第一確定条項」として、「各国家における市民的体制は、共和的であるべきである」とするが、ここにいる「共和的体制」とは、①社会の成員が自由であり、②すべての成員が唯一で共同の立法に従属し、③すべての成員が平等である体制を意味する(カント/遠山義孝訳「永遠平和のために」『カント全集 1 4』〔岩波書店、2000〕262頁)。ここにいる「共和的体制」は、^{グッド・ガバナンス}国家における^{グッド・ガバナンス}良い政府及び^{グッド・ガバナンス}良い統治と広範にオーバーラップするようと思われる。^{グッド・ガバナンス}良い政府及び^{グッド・ガバナンス}良い統治の意味に関しては、松尾弘「開発と『良い政府』——開発法学への『良い政府』・『良い統治』論の寄与——」法社会学 56号(2002)216-223頁参照。

返し同じテーマを取り扱うことにより、徐々に徐々に、螺旋階段状に共通理解が進んでゆく、文字どおり「シシュフォス」的な共同作業である。そうした根気のいる試行錯誤とフィードバックを可能にするプロセスを計画し、評価するのにふさわしい、プログラム評価的な考え方の発展に期待したい。

法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成18年3月17日現在

年度	① ベトナム関係	② カンボジア関係	③ ラオス関係	④ インドネシア関係	⑤ ウズベキスタン関係	⑥ その他の国・地域	⑦ その他
1992	総司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	兼沼夫妻教授(当時名古屋大学)が文化交流プロジェクトで越前川し、日本民法紹介						
1994	法務省で越前川司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催					兼沼夫妻教授が JICA 短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき初見
1995	上記本邦研修継続	法務省・専攻後、日弁連合同で本邦研修開始(年1回)					
1996	上記本邦研修継続 1996.3~2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	上記本邦研修継続					・財団法人国際民法学センター(ICCLC)設立 ・ICCLC が日中民法学シンポジウム開始(年1回) ・ICCLC が国際民法学シンポジウムを2回開催 ・法務省で多国籍間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1997	JICA フェーズ1開始(3年間) [本邦研修(年2回)へ] 現地セミナー開始(年4回) ・越司法省に短期専門家1名(弁護士)を派遣(JICA)	上記本邦研修継続					・ICCLC が日中民法学シンポジウム開催 ・国際民法学シンポジウム(調査法制)開催(法務省、ICCLC、アジア法立憲比較法研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
1998	前年と同様	上記本邦研修継続 ・JICA カンボジア事務所へ調査の依頼(カンボジアの加害者には、自国に被害者、法務入籍者職員、弁護士)を実施	名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始	経済法研修(日本インドネシア科学技術アカデミー(JITA)からの研修依頼)実施(加害者は、自国に被害者、法務入籍者職員、弁護士)を実施			・ICCLC が日中民法学シンポジウム開催 ・A 開催 ・B 開催 ・C 開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	前年と同様 カンボジア司法省に短期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 JICA フェーズ2開始(3年間) [越司法改正共同研究] 法務省共同作成 人材育成 ・対越前川司法省に短期専門家3名派遣 ・越司法省に短期専門家3名派遣 (JICA、法務省、日弁連)	JICA フェーズ1開始 ・本邦研修も作業部会との協働を中心とする起算支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣、日弁連がカンボジア王國弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王國弁護士会を対案にセミナーを開催	前年と同様				・ICCLC が日中民法学シンポジウム開催 ・ICCLC がハノイにて、国際民法学法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2000	JICA フェーズ2継続 [本邦研修(年4回)] 現地セミナー(年8回) ※ 以後、2002年まで同様 ・越司法省に短期専門家3名派遣 ・民法改正共同研究会開始	JICA フェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協働を中心とする起算支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣、日弁連がカンボジア王國弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王國弁護士会を対案にセミナーを開催	前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア総占拠止法研究会を開催 ・JETRO 等が APEC 越司法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大法学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催		・ICCLC が日中民法学シンポジウム開催 ・法務省・法務総合研究所(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	JICA フェーズ2継続 ・越司法省に短期専門家4名派遣(上記3名に加えて最高裁から1名) ・JICA フェーズ2を2003年3月まで延長	JICA フェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王國弁護士会司法支援プロジェクト(JICA、小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回~第4回)を開催(なお、これは、カンボジア王國(5回開催)と、カンボジア王國(1回開催)の計8回開催)	司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民間司法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とする ・日弁連がカンボジア王國(5回開催)と、カンボジア王國(1回開催)の計8回開催)	JICA 調査団派遣	JICA 調査団派遣		・法務省に国際協力新設、同部が大阪へ移転 ・ADB 会議(フィリピン)出席 ・法務省・法務総合研究所(第3回) ・ICCLC が日中民法学シンポジウム開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・日中民法学シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)

